

本会議から付託された案件6件、継続審査となっていた請願1件、陳情1件を審査するため、9月12日に厚生委員会を開催しました。

● **議案第63号「平成24年度 総社市一般会計 補正予算（第3号）」のうち、本委員会の所管に属する部分について** ●

～内容～

- ・平成19年度に廃止された老人保健特別会計の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金
- ・障害者の訪問入浴サービス事業委託料
- ・自立支援協議会運営強化事業補助金
- ・児童虐待防止事業に要する経費                      の増額などの補正予算

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：虐待の認識がないこともある。実態を把握するためのアンケート調査を行う予定はないのか。

答：若い親は、自分では躰だと思っけていても、虐待に相当することもある。件数は増えている。虐待に関する啓発はしている。アンケートは児童虐待のみでのアンケートではなく、関係課とも相談しながら考えたい。パンフレットは年度内には完成させたい。

● **議案第64号「平成24年度 総社市国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）」について** ●

～内容～

前年度の事業費の確定に伴う補正が主なもの

～結果～

審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

● **議案第65号「平成24年度 総社市介護保険 特別会計補正予算（第2号）」について** ●

～内容～

前年度の事業費の確定に伴う補正が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：介護認定審査員は今年度、一時的な増員でいいのか。来年度以降も増員する必要はないのか。

答：もう1名欲しいと思っている。

● 認定第2号「平成23年度 総社市国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算認定について」 ●

～内容～

平成23年度 総社市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で認定すべきであると決定。

～質疑～

問：徴税を目的として雇用した臨時職員は、キャリアを持った人か一般の人か。

答：一般の人で税務課納税係へ2名配置し、初期滞納者に対する電話での催告、納付金の受取り等をしていただいている。

● 認定第3号「平成23年度 総社市後期高齢者医療  
特別会計歳入歳出決算認定」 ●

～内容～

平成23年度 総社市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で認定すべきであると決定。

～質疑～

問：本市の後期高齢者医療費は他県、他市に比べてどうか。

答：全国平均では1人当たり908,543円 岡山県では948,576円 総社市は894,481円という状況になっている。

問：高齢者が自分の役割や仕事を持つなど 生きがいがあれば 病気にかかりにくくなると思うが、その方面での取組は 考えていないか

答：今年介護予防係を新設した。積極的にやっていきたい。

問：収入未済額は少ないとはいえ、1.8%の人は払っていない。原因は何か。

答：年金がない人もいるが、収入が沢山あって限度額いっぱいの方は、相互扶助ではなくて自分の医療費だけを払った方が安いと言う人もいる。

● 認定第4号「平成23年度 総社市介護保険  
特別会計歳入歳出決算認定」について ●

～内容～

平成23年度 総社市期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で認定すべきであると決定。

～質疑～

問：介護認定審査員は足りているのか。

答：認定の有効期限が2年の人が多く、偶数年は更新申請が多く、認定件数が多い。1人の認定に半日かかり1日2人しかできない。補正予算で増員の予算要求をさせていただいている。

問：自宅での介護が限界になり施設入所を希望した場合、入所はスムーズにできているのか。

答：特別養護老人ホームは、市内の待機者が100人から150人いる。市外からの申込者を含めると500人から600人いる。特別養護老人ホームへの入所はなかなか難しい。

問：急に悪化したとか在宅での限界が来たという場合、市外の施設を紹介するなどしてでも対応できているのか。

答：個々の相談には居宅介護支援事業所のケアマネージャーが当たっているが、市の方へあまり苦情は聞いていない。

問：包括支援センターを外部へ委託し、順調に進んでいるようだが、市の担当者が各支援センターを巡回して実情を把握しているのか。

答：介護予防係でセンターごとの担当を決めて、一緒になって動いている。

問：利用者が1割負担を払えず、事業者が困っていることがあるか。どういうふうに対応しているか。

答：事業者からそのような相談は無い。保険料の滞納があった場合には、1割負担が3割になるとか、一旦全額負担して、後に9割分を償還給付するなどの制度がある。

問：家庭内で虐待が発生していても気付かれないようなケースの把握はできるようになっているのか。

答：介護に困っている家庭を見つけるのは難しい。支援センター・市・社協の職員も参加している小地域ケア会議へ民生委員・福祉委員等から持ち寄って話し合いをし、さらに困難なケースは圏域ケア会議・地域包括ケア会議等で相談して対応している。

問：23年度は収入未済額の率が下がっている。緊急雇用創出事業での雇用の効果か。収納アドバイザーのアドバイスは受けているのか。

答：滞納整理も頑張っ取り組んでいるがなかなか難しい。収納アドバイザーのアドバイスは受けていない。

## ■ 請願第1号 人権侵害救済法案に反対する意見書提出についての請願書 ■

～平成24年2月議会及び6月議会において継続審査となっていたものです。～

### ～請願内容～

「人権侵害救済法」の国会提出に反対する意見書の提出を求める。

### ～結果～

人権侵害救済法案の内容が、まだ明確になっていない現時点で、法案の国会提出に反対する意見書を提出することはできないとの理由から 全員一致で不採択とした。

## ■ 陳情第3号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情書 ■

～平成24年2月議会及び6月議会において継続審査となっていたものです。～

### ～陳情内容～

年金受給資格期間25年の10年への短縮を早急に法案化することを求める意見書を採択し、関係各機関に提出する。

### ～結果～

全員一致で採択すべきであると決定いたしました。国において既に法令が成立し、願意が達成していることから 意見書は提出しないことといたしました。